

議案 1

羽合都市計画道路の変更について

くらよしはわい

3・6・1号倉吉羽合線（一般国道179号）

本審議

議案の概要

《都市計画変更の概要》

当初の都市計画決定以降に実施した詳細な現地調査や、測量及び詳細設計の結果に基づき、都市計画を変更するもの。

主な変更内容

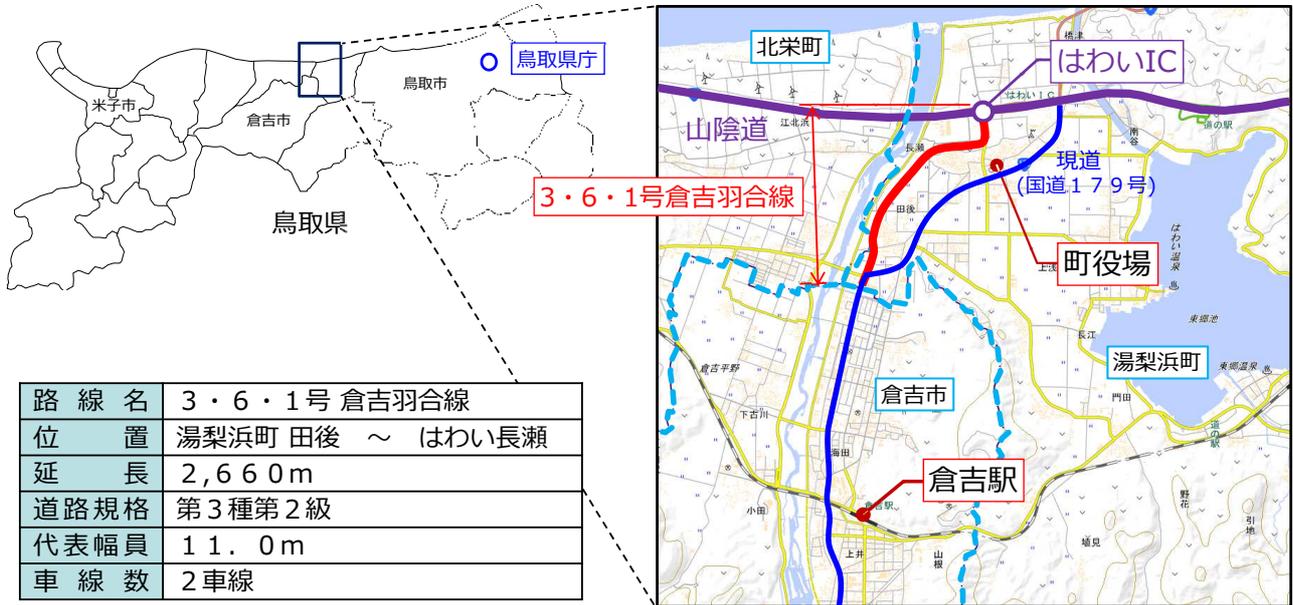
- ・ 用水路の管理のため、既存農道を残す必要があることが判明し、道路の位置を変更
- ・ 耐震性・経済性を考慮した構造に変更

【 事業の流れと変更が生じる理由 】

段階的に内容・精度が精密になっていくことにより、計画変更が生じる



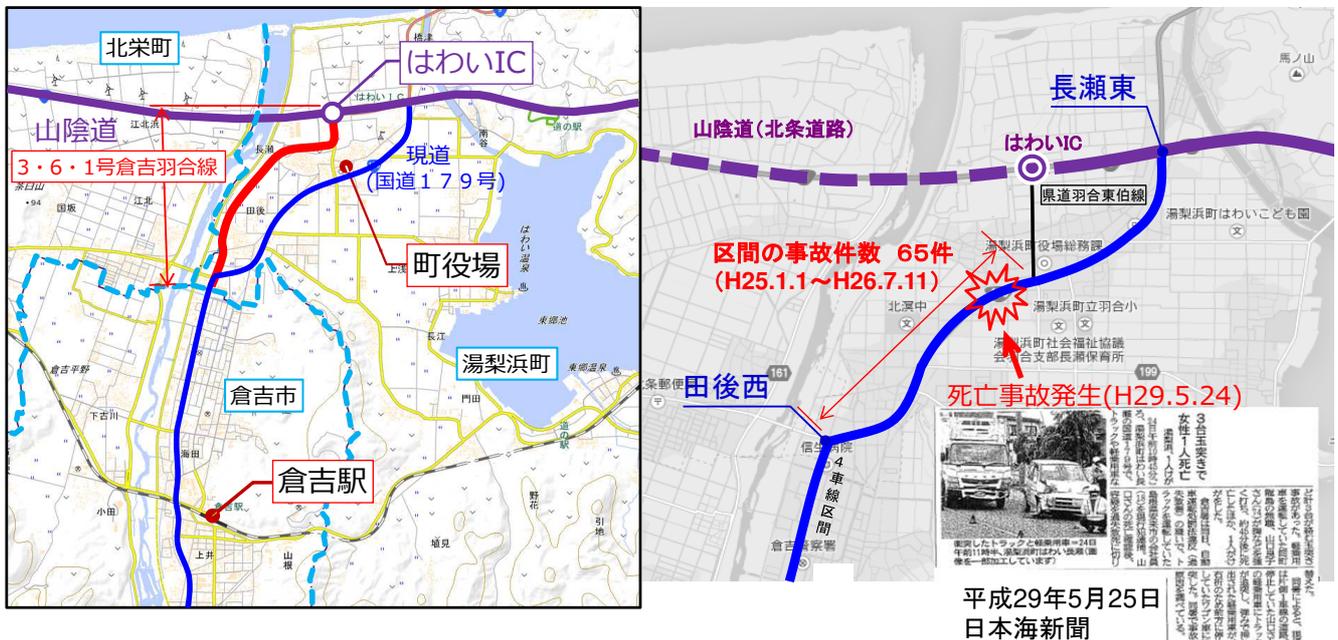
- ・3・6・1号倉吉羽合線は、現道（国道179号）の慢性的な交通渋滞の緩和と交通事故多発の対策として、通過交通を分散する新たな道路網を構築するため、**令和元年9月13日に都市計画決定**
- ・都市計画決定以降、地元調整や現地測量、詳細設計を実施し、用地買収など工事着手に向けて事業を進めている



現道及び周辺の状況

- ・国道179号は、姫路市を起点に津山市や倉吉駅西側を經由し、湯梨浜町はわい長瀬に至る路線
- ・湯梨浜町内の沿線は、概ね宅地化され、小売店・飲食店や住宅が建ち並ぶとともに、町役場など主要な公共施設が立地し、同町で最大の市街地を形成している
- ・地域内の交通に加え、倉吉市街と山陰道（はわいIC）の連絡機能を有するため交通量も多く、**交通渋滞や交通事故が多数発生している**

⇒H25年1月～翌7月までの約1年半の間に65件の交通事故が発生し、**H29年には死亡事故も発生**



バイパスのルートは下記事項を考慮して現在の計画に決定

- 不整形な残地を少なくする
- 公共施設や住居などの移転を最小限とする
- 集落から離れた位置に計画し、騒音・振動等の影響を最小限とする など



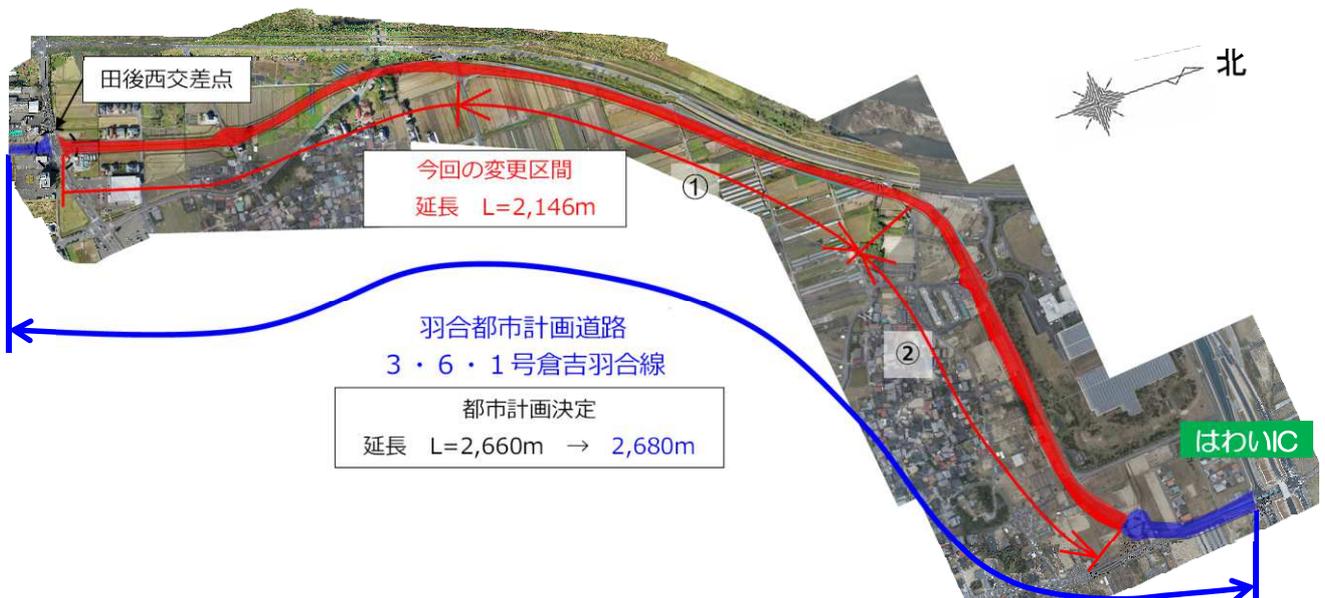
変更概要

今回の変更区間 延長 L = 2, 146 m

(今回の変更に伴い総延長は L = 2, 660 m → L = 2, 680 m)

以下の理由による区域の変更

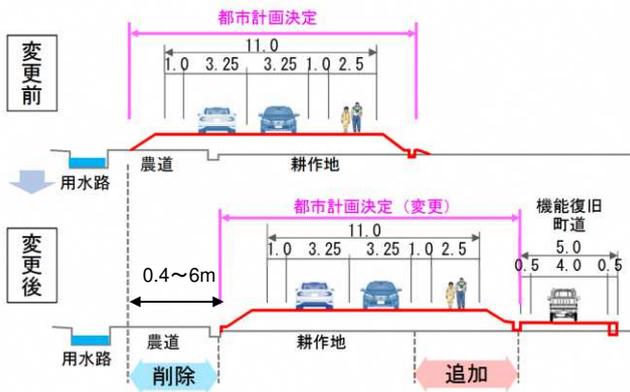
- ① 堤防沿いの用水路管理のため、既存農道を残す必要があることが判明し、道路の位置を東側に移動する変更
 - ② 耐震性、経済性を考慮し、ブロック積から切土・植生工を基本とする構造に変更
- ・その他、詳細な測量設計による変更



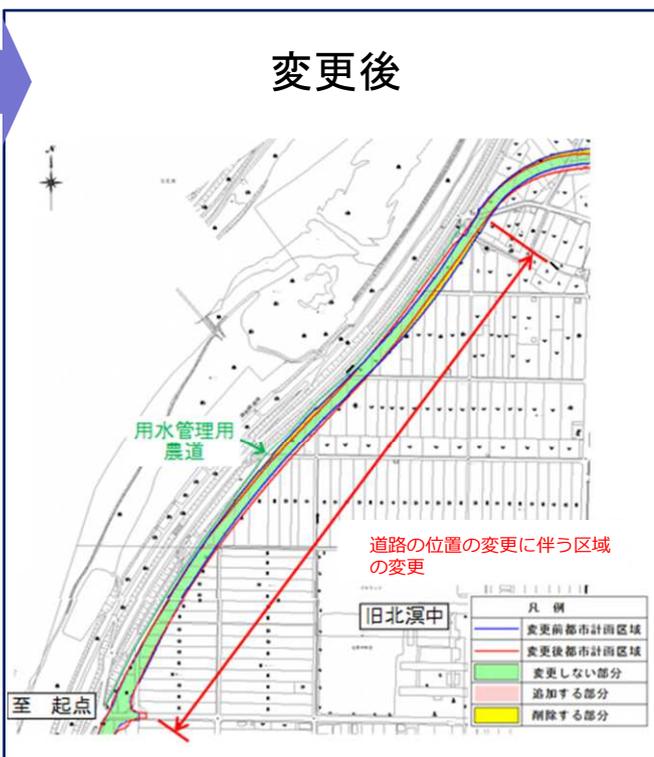
①堤防沿いの用水路管理のため、既存農道を残す必要があることが判明し、道路の位置を変更



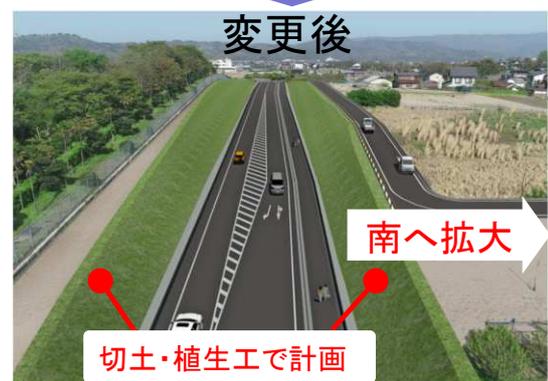
堤防沿いの詳細な現地調査の結果、用水路の管理のために既存農道を残す必要があり、道路を東側に移動する。



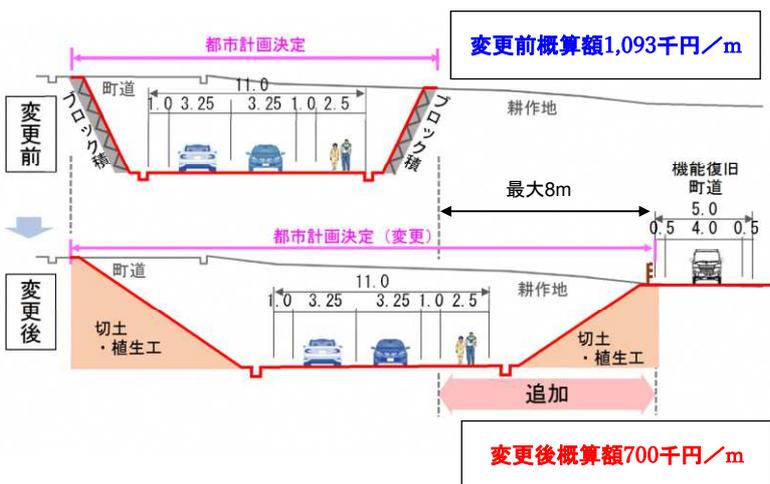
①堤防沿いの用水路管理のため、既存農道を残す必要があることが判明し、道路の位置を変更



②耐震性、経済性を考慮した構造に変更



詳細設計において、重要な道路(国道)の設計基準に基づき検討したところ、耐震性能を満たす工法のうち、最も経済的な切土・植生工に変更することとし、道路の区域を南側に広げる。



②耐震性、経済性を考慮した構造に変更



各関係機関とも異存ない旨、回答をいただきました。

①市町村への意見聴取：法第18条第1項

協議先	協議日	回答日	意見の内容
湯梨浜町	R3.11.16	R3.11.30	異存なし

②道路管理者（鳥取県）への意見聴取：法第23条第6項

協議先	協議日	回答日	意見の内容
鳥取県	R3.8.18	R3.10.14	異存なし

③国土交通省への事前協議：法第18条第3項に先立つ協議

協議先	協議日	回答日	意見の内容
国土交通省 (中国地方整備局建政部)	R3.8.18	R3.10.15	異存なし

《縦覧》

縦覧案件	縦覧期間	閲覧者	意見書	縦覧場所
羽合都市計画道路	11/12 ~ 11/26	1名	なし	鳥取県県土整備部技術企画課 湯梨浜町建設水道課

